

小平市議会災害時対応指針

平成28年6月27日 制定

第1 趣旨

この指針は、小平市議会基本条例(平成26年条例第5号)第13条の規定に基づき、災害時の議会等の対応に係る基本的な方針を示すものとする。

第2 定義

この指針において使用する用語は、小平市災害対策本部運営要綱(平成22年6月1日制定)及び小平市地域防災計画において使用する用語の例によるものとする。

第3 議会・議員の行動基準

(1) 災害の発生から初動、応急、復旧の局面においては、議会は小平市災害対策本部(以下「対策本部」という。)との情報共有を行い、市民又は地域との情報伝達に努めるものとする。このため、議員は自らの安全を確保し、連絡体制の確立を図った上で、居住地域等での情報収集及び伝達に努めるとともに、応急又は復旧活動に協力するものとする。

(2) 災害の復旧が進展する局面においては、議会はできる限り早期に本会議を開催し、必要な議決及び意見書の提出を行うものとする。ただし、状況により会議の開催ができない場合においては、必要に応じて、幹事長会議での調整等により、議長名等による要望活動に努めるものとする。

(3) 市が震災復興計画を策定し、復興施策を進めていく局面においては、議会は特別委員会を設置してこれに関与し、あわせて市民の要望の反映に努めるものとする。

第4 災害対策連絡会議による情報共有

(1) 議長は、地震等による災害に対処するため対策本部が設置されたときは、対策本部の会議に出席するとともに、市議会災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置するものとする。

(2) 連絡会議は、全議員による構成とし、座長に議長をもって充てるものとする。なお、座長の代理順位については、副議長、議会運営委員会委員長、同副委員長、生活文教委員会委員長、同副委員長の順とするものとする。

(3)連絡会議は、座長が招集し、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- ①議員の安否等、情報を共有すること。
- ②対策本部の情報を共有し、議員に情報提供を行うこと。
- ③議員が収集した市民又は地域の情報又は要望を対策本部に提供すること。
- ④その他座長が必要と認める事項に関すること。

(4)連絡会議に、座長及び各会派代表者(無会派議員を含む。)で構成する災害対策代表者会議を設置することができるものとし、必要に応じて座長が招集するものとする。

(5)議員の連絡会議への出席に当たっては、小平市議会会議規則(昭和37年議会規則第1号)第113条に規定する議員の派遣の手続を経るものとする。

第5 議会の要望活動

(1)議会は、執行機関と協力しながら、幹事長会議での調整等により、国、東京都及び政党等に対する必要な要望活動に努めるものとする。

(2)(1)の要望形式は議会として議決したものが望ましいが、これにこだわることなく、議長名等により、迅速かつ実施可能な形式で行うものとする。

第6 震災復興計画策定への議会の関与

(1)市の震災復興基本方針、震災復興計画及び特定分野計画の策定に関して、議会は、特別委員会を設置してこれに関与することを基本とするものとする。

(2)震災復興計画を、地方自治法第96条第2項の規定による議決事件に追加することについて、市の事前復興の取組状況を踏まえ、検討していくものとする。

第7 災害時対応に資する平時の取組

(1)生活文教委員会においては、平時から、地域防災計画をはじめ、災害対策に関する調査等の取組を行うものとする。

(2)議会開会中の発災を想定した避難訓練、議員の参集訓練及び防災、災害に関する議員研修会について、定期的実施し、災害時の対応に備えるものとする。

第8 準用

第3((3)を除く。)、第4及び第5の項目は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年

法律第31号)に規定する新型インフルエンザ等緊急事態及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に規定する武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、準用するものとする。

第9 委任

この指針に定めるもののほか、災害時の議会等の対応に関し必要な事項は、議長が幹事長会議に諮って定める。

第10 施行期日

この指針は、令和3年6月3日から施行する。